

平成31年 3月15日

お客さま各位

10連休における「でんさいダイレクト」の口座間送金決済の取扱いについて

今般、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」が公布、施行されたことにより2019年5月1日（水）が祝日となります。これにより2019年4月27日（土）から5月6日（月、祝日）までの10日間は信用金庫休業日となり、この期間を支払期日とするでんさいの口座間送金決済は2019年5月7日（火）に行われます。

今後、新たにでんさいを発生させるお客さまにおかれましては、2019年4月27日（土）から5月6日（月、祝日）までの期間は口座間送金決済が行われないことにご留意のうえ支払期日をご指定ください。

また、すでに上記の期間を支払期日とするでんさいを受取済みまたは発生済みのお客さまにおかれましては下記のお取扱いとなります。

(1) 5月7日（火）に口座間送金決済が行われることで問題ない場合には特段の対応は不要です。

(2) 口座間送金決済日を4月26日（金）以前に変更する場合

- ① 利害関係者が債務者と債権者のみの場合は、債務者または債権者のどちらかがでんさいダイレクト（インターネット）の「その他請求」にて支払期日の変更依頼を行い、相手方が承認することで支払期日を変更することが可能です。また変更依頼をされた方は窓口金融機関が定める利用料をご負担いただきます。
- ② 利害関係者が3名以上いる場合は、利害関係者全員の「変更記録請求書」を窓口金融機関にご提出いただきます。なお、岡崎信用金庫とご利用契約がない利害関係者は「変更記録請求書」に実印を押印していただき「印鑑証明書」を合わせてご提出いただきます。また変更依頼をされた方は窓口金融機関が定める利用料をご負担いただきます。

以上

【お問い合わせ先】

岡崎信用金庫EBサービス 0120-150-307

受付時間 9:00～17:00（金庫休業日を除く）